

Q947. 所定労働時間を1日8時間又は週40時間を超える時間にすることはできますか？

労働基準法32条では、1日の労働時間を8時間、1週間の労働時間を40時間に制限しており、法令により例外とされた場合でない限り、1日の所定労働時間が8時間、1週間の所定労働時間が40時間を超える就業規則、労使協定等は、その効力が認められず、1日の所定労働時間の上限は8時間、1週間の所定労働時間の上限は40時間となります。

「法令により例外とされた場合」とは、次に該当する場合です。

- ・労働者が労働基準法41条に定められた労働時間規制の適用除外者
- ・土地の耕作もしくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取もしくは伐採の事業その他農林の事業（ただし林業を除く。）
- ・動物の飼育又は水産動植物の採捕もしくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

また、下記の一定の事業にかかるものであって、常時10人未満の労働者を使用している場合は、1週間にについて44時間、1日について8時間まで労働させることができます。

- ・物品の販売、配給、保管もしくは賃貸又は理容の事業
- ・映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業（ただし映画の製作の事業を除く。）
- ・病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- ・旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

弁護士法人四谷麹町法律事務所

勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL:03-3221-7137

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番地 K-WINGビル7階